

## 建築設計業務委託特記仕様書

本委託業務は、公共建築設計業務委託共通仕様書のほか、この特記仕様書に従い実施するものとする。

### 1 名称

委託番号 4 観委第 50 号

委託名 旧堀之内庁舎改修工事設計業務委託

### 2 業務の背景と目的

旧堀之内庁舎の利活用について、庁舎機能移転後に地域が衰退することなく地域を活性化できる方策として、建物の1階部分を地場産業の振興に資する施設に改修を行う。

施設の活用については、農業・商工業者と連携し、農産物や特産品等の販売を行い地域の魅力を市内外に発信する拠点とし、カフェスペース等を設置、地域の方々の交流や憩いの場となることを想定。また、このような活用を行うための新たな雇用創出にも期待する。

### 3 業務の概要等

対象建築物（旧堀之内庁舎）の用途変更（1階を物産館に変更）手続き業務及び内外部の改修工事の実設計

#### (1) 想定される主な工事内容

別紙1「旧堀之内庁舎改修工事設計業務概要」のとおり

#### (2) 総工事費の想定

設計工事費の想定を 220,000,000 円（税抜き）程度とする。

### 4 委託期間

契約締結の日から 240 日間とする。

### 5 対象施設の概要

名称	旧堀之内庁舎
所在地	魚沼市堀之内 130 番地
構造・階数	R C 造・3 階建て
延べ床面積	2187 m <sup>2</sup>
運営形態	1 階 物産館に用途変更、新規設立会社が指定管理者として運営予定
	2 階 行政機能、一部商工会事務所貸付予定
	3 階 行政機能、一部エフエム魚沼(株)貸付

## 6 業務内容

- (1) 既存建物の調査
- (2) 関係機関との打合せ・調整
  - ①各種法令手続きの打合せ
  - ②関係官庁との打合せ
  - ③発注者及び関係機関との各種打合せ
- (3) 設計図書の作成
  - ①改修工事の設計図書作成
  - ②上記図書に付随した関係資料の作成
- (4) 用途変更に伴う確認申請

## 7 貸与資料

設計に際して以下の資料を貸与するものとし、受託者は、業務完了後速やかにこれを返却すること。

- ①既存建物の図面一式
- ②敷地測量図
- ③その他本業務遂行に必要となる資料

## 8 受注者は、契約書の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。

## 9 打合せ及び記録

- (1) 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義をただすものとし、その内容については、その都度受注者が（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計仕様書に定める時期において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果については、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

## 10 工事費積算に当たっての留意事項

- ・選定理由を明確にすること。
- (2) 数量積算
    - ・各工事毎において、数量を算定した計算式を明示すること。
    - ・上記の数量算定の根拠と、図面との突合が容易なこと。
    - ・同工種及び類似工種において、異種単価は使用しないこと。
  - (3) 使用単価
    - ・一式単価の使用は極力避けること。

## 11 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。なお、建築、電気設備、機械設備の各工事において、設計工事費（税込み）が1,000万円を超える場合には、それぞれの工事毎に作成すること。

設計図	・ A3 サイズ 1 部及び電子データ（CD）
工事費設計書	・ 単価入り 1 部及び電子データ（CD） ・ 単価抜き 1 部及び電子データ（CD）
各種数量計算書及び資料	・ 電子データ（CD）

## 12 特許権の使用

受託者は、契約書の規定に基づき、発注者と特許権等の使用に関して要する費用負担を求める場合は、権利を所有する第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得なければならない。

## 13 その他

### (1) 提出書類

①受託者は契約締結の日から7日以内に次の図書を提出する。

ア業務着手届（様式任意）

イ業務工程表（工程の中で1.石綿調査2.改修計画書3.設計図を発注者と確認すること。）

②受託者は契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。（業務計画書の内容は、監督員の指示による。）

③受託者は業務履行時に次の書類を提出する。

ア業務履行届（様式任意）

### (2) 確認申請

①確認申請については、新潟県へ申請すること。

②用途変更に係る確認申請手数料については、発注者の負担とする。

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて受注者との協議により定めるものとする。

## 別紙1 旧堀之内庁舎改修工事設計業務概要

・旧堀之内庁舎1階を物産館に改修し用途変更、これに伴う手続き業務及び用途変更に伴う必要な改修工事の実設計。

### ■既存床面積

旧堀之内庁舎	2,187 m <sup>2</sup>
堀之内公民館	2,151 m <sup>2</sup>
堀之内体育館	4,925 m <sup>2</sup>
車庫1	237 m <sup>2</sup>
車庫2	167 m <sup>2</sup>

### ■改修内容

#### <建築工事>

##### 外部改修工事

- 外壁塗装改修、看板新設
- 屋上防水改修
- 雪庇防止新設
- テラス新設
- キャノピー改修
- スロープ新設

##### 外構改修

- 緑地撤去駐車場新設
- インターロッキングブロック撤去舗装新設
- 側溝改修
- 消雪パイプ改修
- 汚水桝改修
- 看板新設

##### 内部工事

- 1階：物産館に改修し用途変更する  
(農産物売り場・厨房・トイレ・喫茶・インフォメーションコーナー・事務室等)
- 2階：用途変更に伴う必要な改修
- 3階：用途変更に伴う必要な改修

#### <電気設備工事>

- 受変電設備改修
- 幹線・動力設備改修
- 照明器具設備改修
- コンセント設備改修
- 非常照明・誘導灯設備改修

- 館内放送設備新設
- テレビ共聴設備改修
- 監視カメラ設備新設
- 情報設備新設
- 電話設備改修
- 呼び出し表示設備新設
- 火災報知設備改修

<機械設備工事>

- 空調設備改修
- 給排水設備改修
- 給湯設備新設
- 都市ガス設備改修
- トイレ改修
- 換気設備改修

※補足事項

- ・新潟県福祉の町づくり条例に配慮した設計とすること。

■概算工事費の算出

10月末までに概算工事費をまとめて提出すること。